

諫早市監査委員告示第9号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月1日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和5年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	後期(9月～12月)定期	こども福祉部	地域福祉課	<p>【指導事項】</p> <p>調定事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、諫早市地域福祉基金預金利子の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>② 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の調定が交付決定額の9割の金額で行われている事例。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年10月12日	調定事務について、課内で情報を共有し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	こども福祉部	地域福祉課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程別表第2の4「契約の手続に関する事項」(5)検査の命令によると、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令の専決者は部長と規定されているが、諫早市生活支援ハウス運営事業業務委託の検査命令の決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年10月17日	契約事務について、課内で情報を共有し、諫早市事務決裁規程に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	こども福祉部	こども政策課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、市有財産貸付料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月14日	調定事務について、課内で情報を共有し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	こども福祉部	こども政策課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市病児保育事業実施規程第8条によると、事業を受託するものは、実施施設に、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すると規定されているが、諫早市病児保育事業委託において、規定どおりに保育士の配置がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、事業委託について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年4月1日	業務委託契約書第17条2項に基づいて施設から提出される前月の事業実施状況の報告様式について、一部内容を変更し、毎月、保育士・看護師等配置状況の確認を行うこととした。 また、令和6年度の保育士・看護師等の配置について、諫早市病児保育事業計画の提出を依頼し、適正な配置基準か否かを確認することとした。

令和5年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	後期(9月～12月)定期	こども福祉部	子育て支援課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、児童扶養手当給付費国庫負担金の追加交付決定に係る調定変更が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年10月10日	調定事務について、課内で情報を共有し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	建設部	緑化公園課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第35条によると、監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとする規定されているが、業務委託の履行期間の一部分に係る検査において、検査が命じられていない状況で検査を行っている事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月14日	契約における検査手続について、課内で情報を共有し、適切な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	建設部	都市政策課	<p>【指導事項】</p> <p>長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており前回の指導事項と同様の事例が見受けられた。</p> <p>については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月14日	更新手続きのお知らせ文書に記載の、期間満了の日の1月前までに申請書を提出してもらう旨の文言を強調し、また文書の送付についても引き続き期間満了月の前々月に前倒して送付するよう改善を図るとともに、課内で情報を共有し、適正な事務処理の周知徹底を図った。
R5	後期(9月～12月)定期	建設部	都市政策課	<p>【指導事項】</p> <p>行政文書複写代において、手書きの納入通知書・領収書の科目の欄及び納付書の摘要欄の内容を誤って記載しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、行政文書複写代に係る収納事務について適切に行われたい。</p>	令和6年4月22日	行政文書複写代に係る収納事務について、課内で情報を共有し、適切な事務処理の周知徹底を図った。

令和5年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	後期(1月～2月)定期	経済交流部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>契約事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市契約規則第23条によると、落札者が決定したときは、直ちに入札者に落札決定の通知をしなければならない。落札決定の通知をした日から7日以内に契約を締結しなければならないと規定されているが、業務委託における契約締結が遅延している事例。</p> <p>② 諫早市事務決裁規程別表第2の4「契約の手続に関する事項」(5)検査の命令及び(7)検査の復命によると、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令及び復命の専決者は部長と規定されているが、検査の命令及び復命の決裁が専決者まで受けられていない事例。</p> <p>については、契約事務について規則等に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年3月31日	<p>①契約手続きについて、課内で情報を共有し、諫早市契約規則に基づく適切な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>また、業務進捗一覧表を課員が確認できる場所に備え付け、適時進捗内容を記載することで、課内全体で情報共有できる体制とした。</p> <p>②契約手続きについて、課内で情報を共有し、諫早市事務決裁規程に基づく適切な事務処理の周知徹底を図った。</p>
R5	後期(1月～2月)定期	経済交流部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>令和4年度諫早文化会館の管理に関する協定書によると、指定管理料の支払期限を定めており、第2期の指定管理料の支払期限は令和4年7月末日と定められているが、8月に支払われている事例が見受けられた。</p> <p>については、支払事務について協定書に基づき適切に行われたい。</p>	令和6年3月1日	<p>諫早文化会館の管理に関する協定書について、課内で情報を共有し、指定管理料の支払期限を含めた協定書の内容について、周知徹底を図った。</p>

令和5年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	後期(1月～2月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指摘事項】 諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別の定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、公民館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月26日	諫早市会計規則に基づき、適正な納期限を設定し、徴収事務を行うよう、課内協議を行い、事務の引継等で遺漏の無いよう申し合わせたうえ、適正な事務を遂行している。
R5	後期(1月～2月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指導事項】 諫早市事務決裁規程別表第2の3「予算の執行に関する事項」(2)国、県補助金等の申請によると、建設事業以外のものの専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。 ついては、国、県補助金等の申請事務について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月26日	令和5年度は諫早市事務決裁規程に基づき、適切な事務を遂行しているが、改めて課内で申し合わせた。
R5	後期(1月～2月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指導事項】 諫早市月の港会館条例第9条によると、使用者は使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、月の港会館の使用料が使用日以降に納入されている事例が見受けられた。 ついては、使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月13日	指定管理者に対して、月の港会館条例に基づき、適正な管理に期するよう、指示を行った。
R5	後期(1月～2月)定期	教育委員会	生涯学習課	<p>【指導事項】 公民館等の消防用設備等点検業務において、不良の判定結果を受けた消防用設備等を一年以上措置しておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 ついては、公民館等の施設管理について適切に対応されたい。</p>	令和6年2月29日	法定点検に係る指摘事項については、速やかに対応を行うよう指示し、対応に漏れがないよう施設管理の徹底を図った。

令和5年度定期監査(後期)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	後期(1月 ~2月) 定期	教育委員会	図書館	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年2月8日	調定の日から20日以内に納期限を設定することとした。
R5	後期(1月 ~2月) 定期	教育委員会	図書館	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第17条第3項によると、現金を収納したときは、別に定めるもののほか、当日中に払込書に当該現金を添えて、収納金融機関に払い込まなければならない。ただし、当日中の払込みが困難である場合は、収納の日の翌日(その日が収納金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日)に払い込むことができる規定されているが、コピー使用料の払い込みが遅延しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和6年3月1日	職員間の連携不足で生じた事例であり、今後は年休取得する際の連絡等を確実にし、遅延することのないよう対処するもの。 現在は翌日までに払い込みしている。